

## 第3章 後半5年間の計画の骨子と重点推進項目

### 1 後半5年間の計画の全体像

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画と同様に、「基本理念」及び3つの「基本方針」に紐づける形で、「施策の方向性」及び、市が展開・推進していく個別の具体的な各施策を定めました。各施策は、計画改定作業部会での検討や、担当課による取組状況等を踏まえ、一部を見直しました。

また、「10年間の重点推進項目」として掲げた5項目は、進捗状況や計画改定作業部会での検討を踏まえ、一部を見直し、次ページ以降に掲げる5項目を新たに設定しました。

### 2 後半5年間の計画の基本理念と基本方針

後半5年間の「西東京市障害者基本計画」は、前半5年間の計画の進捗状況や「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討状況、また国が示す「地域包括ケアシステムの構築」及び、西東京市が掲げる「『健康』応援都市の実現」といった政策を計画全般に反映させていきます。

西東京市では「健康」の概念を広くとらえ、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、生活環境も健康水準を向上させるための要素ととらえ、「健康」応援都市の実現を目指しています。

後半5年間の計画の基本理念と基本方針は、前半5年間の計画で掲げた基本理念と基本方針を基に、こうした考え方を踏まえ、以下のとおり設定します。

#### ◆ 後半5年間の計画の基本理念と3つの基本方針 ◆

#### 基本理念

障害のある人が、その生涯にわたって、  
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、  
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

##### 基本方針1

ライフステージを通じて切れ目のない支援に取り組みます。

##### 基本方針2

主体的にいきいきと活動するための支援に取り組みます。

##### 基本方針3

地域で安心して快適に、健康であると実感しながら暮らすことができるまちづくりを進めます。

見直し

◆ 後半5年間の計画の全体像 ◆

一部見直し

### 5年間の重点推進項目

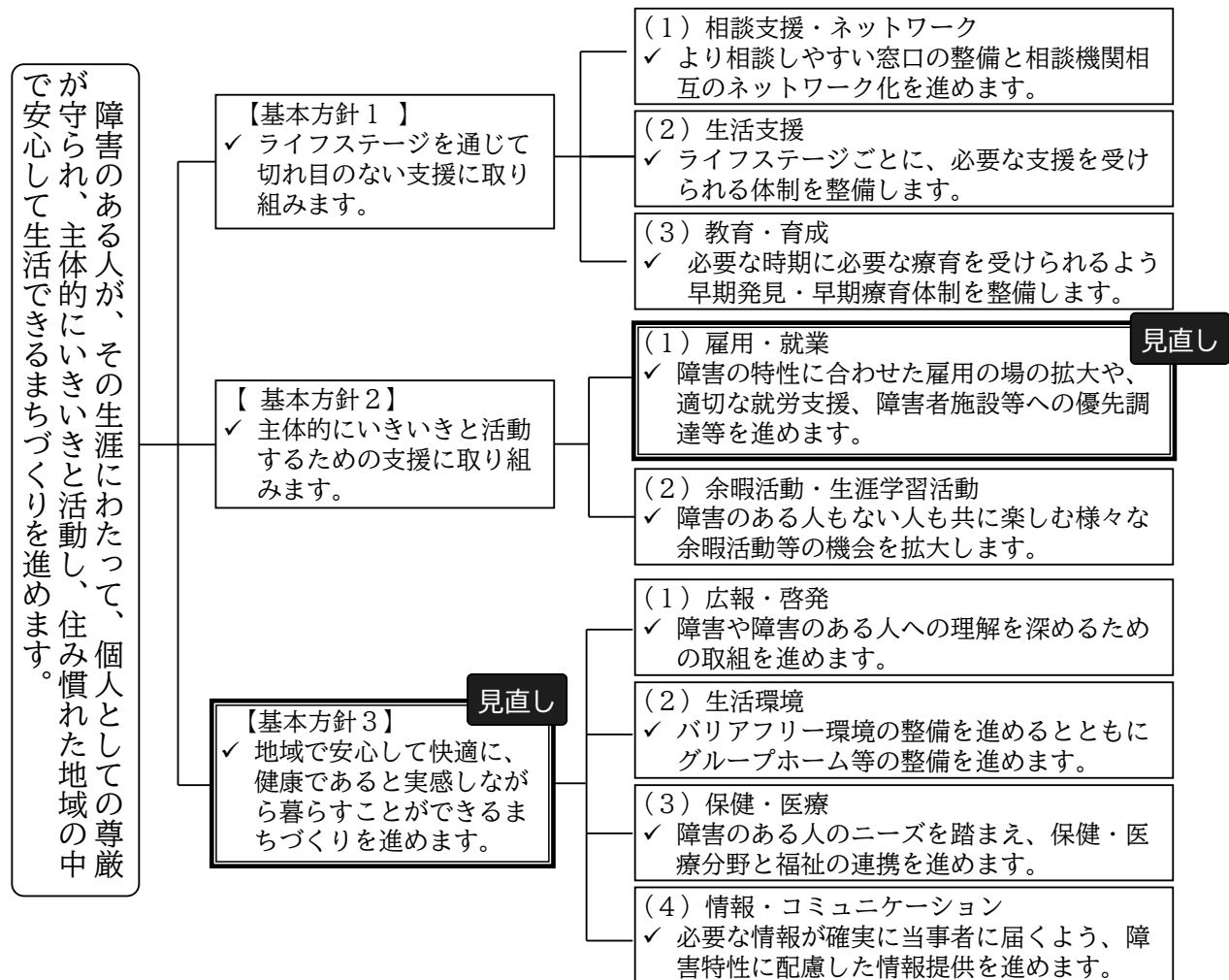
- 1 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します
- 2 障害のある人の社会参加を支援します
- 3 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 4 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します
- 5 相談支援体制を充実します

**基本理念**

**基本方針**

施策の方向性、施策内容を一部見直し

**施策の方向性**



### 3 後半5年間の計画の重点推進項目

前半5年間における各施策の進捗状況や、平成29年度に実施したアンケート調査、ヒアリング調査の結果、平成30年度に開催した「西東京市地域自立支援協議会 計画改定作業部会」における検討等を踏まえ、次の5つの項目を重点推進項目として設定しました。

今後、後半5年間の計画期間である平成31(2019)年度から平成35(2023)年度の5年間において、重点的に関連施策を推進していきます。

#### 重点推進項目1

### 障害や障害のある人を理解し、「共生社会」の実現を目指します

障害のある人もない人も、学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う、「共生社会」の実現を目指します。誰もが安全安心に暮らしていけるように、日常生活や様々な機会を通じて、地域住民の障害や障害のある人への理解や、その合理的配慮に関する理解、啓発活動に力を入れていきます。

これまでに実施してきた、市民まつり、障害者週間イベント等における啓発活動、公立学校在籍児童及び生徒へのヘルプマーク周知等を引き続き実施していくとともに、障害福祉サービス事業所や障害者支援団体と連携し、行事や催しにおけるボランティア体験等の取組の推進や、障害や障害者への理解促進につながる取組を一体となり行っていきます。

このほか、近年、認知が進んでいるものの比較的新しい考え方である、「大人の発達障害」について、認識や理解を広め、学校や職場等、日常生活において生きづらさを感じつつ過ごしている人を少しでも少なくしていくよう努めていきます。

理解や啓発に向けた具体的な方策としては、これまでに実施してきた取組に加え、より小規模の、地域に根差した交流の場を設けることや、学校教育と連携した上で、小中学校等での講座や理解に向けた取組の実施を検討するなど、障害や障害者に対する理解を今まで以上に広めていくために、継続的な取組を行っていきます。

また、障害の有無に関わらず、子どもがともに成長できるよう、市の子育て支援施策とも連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。障害に対する理解や啓発においては、幼少期における体験も重要であることから、障害のある子どもと障害のない子どもの交流の活発化も目指します。学齢期においては、担当課と連携の上、副籍制度<sup>(※)</sup>の活用を推進していくなどの方策を検討していきます。

市独自の普及啓発の取組として実施している「障害者サポーター養成講座」は、平成30年度で6年目を迎えています。養成講座の実施等を通じ、障害者に対する「ちょっとした配慮や支援」を積極的に行うサポーターを今後も継続的に増やしていくとともに、サポーターとなった人に対するフォローアップを充実させていきます。

関連施策

- 市報や各種イベントを通じた広報・啓発活動の充実 【3-(1)-1】
- 障害者団体の交流機会の活用 【3-(1)-3】
- 障害者総合支援センターと地域の交流促進 【3-(1)-4】
- 障害のある人をサポートする仕組みの検討 【3-(1)-11】

注：施策のあとの番号は、施策の進捗管理を的確に行うために施策ごとに付与した番号です。

コラム

コミュニケーションボード

障害者差別解消法においては、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められています。

西東京市では、「合理的配慮の提供」の一環として、コミュニケーションボード（話し言葉によるコミュニケーションに障壁のある人が、コミュニケーションをとりやすくするための支援ツール）を独自に作成しています。

コミュニケーションボードは市役所窓口等に配備しています。



## 重点推進項目2

## 障害のある人の社会参加を支援します

就労のほか、日中活動への参加といった、更なる社会参加を支援していくとともに、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かして、地域の中で活躍できるまちを目指します。

就労に関する支援は、一般就労<sup>(※)</sup>の拡大に向けた支援と共に、障害者就労施設における工賃の向上等に引き続き取り組めます。

一般就労の拡大に向けては、まず市内の事業所等における障害者雇用状況の現状把握に努めます。その上で、障害者雇用に意欲のある民間企業との連携により、障害者の能力を考慮した、多様な働き方・勤務形態の雇用の確保に取り組めます。

一般就労の拡大に向けては、福祉的就労から一般就労への移行の促進、一般就労後の職場定着が課題となっています。一般就労への移行・定着の促進のため、ジョブコーチが職場に訪問することのほか、新たな障害福祉サービスである「就労定着支援」を展開する事業所との連携による、安定して働くための定期的なフォローアップ等に取り組めます。

就労に限らず、日中活動への参加については、今後も文化・芸術・スポーツ等の活動や生涯学習、余暇活動に対する支援を継続していきます。この中で、スポーツに関しては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた障害者スポーツの振興の視点だけでなく、スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、スポーツ活動への支援の充実など、地域で障害のある人が活躍できる機会・場づくりの推進を図っていきます。

## 関連施策

- 
- 就労援助事業の実施 【2-(1)-1】
  - 就労機会の拡大 【2-(1)-2】
  - 授産製品の販路拡大 【2-(1)-6】
  - 障害者施設等への優先購入（調達）の推進 【2-(1)-7】
  - 就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の誘致 【2-(1)-9】
  - 障害のある人のスポーツ機会の充実 【2-(2)-2】
-

### 重点推進項目3

## 地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します

障害のある方が住み慣れた地域で、いつまでも心身共に健康で、安心して暮らし続けていくためには、まず住まいの確保は最重要であるとの考え方にに基づき、また、親亡き後を見据えた居住の場の整備などの観点からも、今後も引き続きグループホームの設置、開設に向けた取組を進めていきます。また、「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」では、2020年度末までに、「地域生活支援拠点等」<sup>(※)</sup>（障害者の地域での居住支援のための機能の集約を行う拠点）を整備することを目標としています。整備を進めることで、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

障害者が安心して暮らせる地域やまちづくりの実現には、出発点として、重点推進項目の1でも掲げている「障害や障害者への理解の推進・深化」が重要です。その上で、居住の場の確保・充実や、災害対策の更なる充実に向けて引き続き取り組みます。

このほか、障害者が安全に、安心して生活できる住環境や、移動しやすい環境を整備し、利用しやすさに配慮した施設等を普及促進することで、障害者の生活環境における社会的障壁を取り除き、地域における、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさといった、様々な分野における「アクセシビリティ」を高めていきます。

障害者に対する虐待を未然に防ぎ、早期発見と迅速な対応を図るため、その啓発活動及び障害者虐待防止センター（障害福祉課内に設置）の広報活動を、他の施策に関する活動及び広報と連携して行っていきます。

成年後見制度については、現在は「西東京市権利擁護センター・あんしん西東京」で活用に関する相談を受けているほか、東京都で取り組む後見人等候補者養成事業に基づき、講習会や実習により後見人に就任するための研修を実施しているところです。今後、より一層の活用支援に向け、制度や、相談機関の周知活動等に引き続き取り組みます。

ハード面の取組として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や東京都福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくりを進めていきます。

#### 関連施策

- 障害者虐待防止センター機能の充実 【3-(1)-6】
- 西東京市権利擁護センター・あんしん西東京との連携 【3-(1)-7】
- グループホーム等の整備 【3-(2)-1】
- 人にやさしいまちづくりの推進 【3-(2)-2】
- 避難行動要支援者個別計画の作成 【3-(2)-15】

## 重点推進項目4

### 障害のある人や家族へ、切れ目のない支援を充実します

障害のある人やその家族に対し、どの世代においても障害や世代に応じた必要な支援が受けられるように、情報を届ける仕組みや切れ目のない支援体制の構築を進めていきます。

障害のある子どもへの支援については、これまでに推進してきた、「早期発見・早期療育」を中心とした各種支援策を引き続き行っていきます。

加えて、保護者・家族への支援について、より重点的に取り組みます。特に、医療的ケア<sup>(※)</sup>が必要な障害児について、その在宅生活においては、必要な福祉サービスが受けにくいことや、医療、福祉、教育等の関係機関との連携が決して十分ではないこと等から家庭に大きな負担がかかっていることから、保護者や家族がレスパイト<sup>(※)</sup>を行えるよう環境を整えていきます。

また、発達障害の可能性が考えられる児童については、保護者が相談機関の利用に消極的になってしまうこと等により、支援につながりにくい状況も一部、見受けられます。保護者が悩みを抱え込んでしまわないように、東京都発達障害者支援センター・TOSCAと連携し、ペアレントメンターの活動や、ペアレントトレーニング等を充実させることで、保護者を支援していきます。

障害のある児童・生徒の学校生活における課題等については、学校や、教育委員会と連携しながら対応してまいります。

障害福祉サービスの利用に関しては、65歳を迎えた障害者が障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、スムーズに移行できる体制の構築に努めます。基幹相談支援センターと地域包括支援センターの連携強化による情報共有や、互いの職員のスキルアップに向けた取組を行うほか、対象となる人の移行に向けた対応を丁寧に行ってまいります。

高次脳機能障害<sup>(※)</sup>者への支援については、「保谷障害者福祉センター」において、医療機関との連携や相談事業、相談専門ダイヤルの設置を実施しています。また、医療圏域5市を中心に結成された北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会において、普及啓発や家族会への支援に取り組んでいます。

若年性認知症の支援については、東京都が実施している相談支援機関（若年性認知症総合支援センター）の情報提供に努めていきます。

#### 関連施策

- 高次脳機能障害者に対する支援策の検討・実施 【1-(2)-3】
- 障害のある人の高齢化による身体機能の低下への対応 【1-(2)-11】
- 早期発見・早期療育体制の充実 【1-(3)-1】
- 障害のある子どもを持つ保護者への支援 【1-(3)-2】
- 療育・教育相談事業の推進 【1-(3)-4】

## 重点推進項目5

### 相談支援体制を充実します

引き続き各相談支援機関の認知・浸透を図り、支援を必要とする人が適切な相談支援機関を確保できるよう、努めていきます。加えて、ワンストップ型の相談窓口機能の充実等、地域における相談支援体制の底上げを図ります。

地域全体での相談支援体制の構築は、「地域生活支援拠点等」の整備においても、重要な考え方の一つとされています。西東京市では、「基幹相談支援センター」（障害福祉課）とともに、「相談支援センター・えぽっく」をワンストップ型の相談窓口として位置づけてきました。「えぽっく」については、今後の基幹相談支援センター化を見据え、困難事例への対応等により、基幹相談支援センターとしての対応手法等の実践を通じ、相談支援体制の底上げを図ります。そのうえで、「基幹相談支援センター」と「えぽっく」の役割分担を含めた、地域全体の相談支援体制のあり方をより具体的に検討し、「地域生活支援拠点等」の整備を行う、2020年度末までに整備することを目標とします。

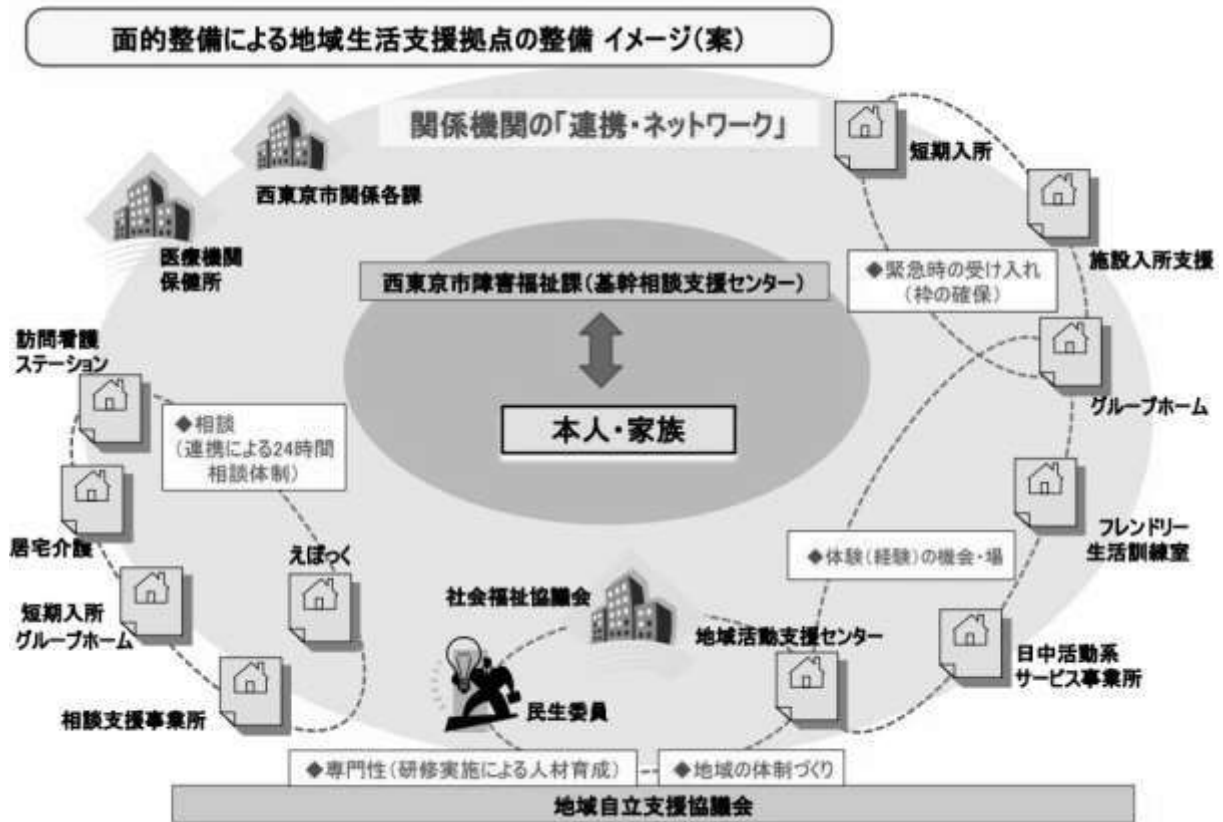
地域活動支援センターでは、各種申請等の手続支援、障害福祉サービスの案内、事業所や日中活動先の相談、日常生活のフォロー、サービス調整等、一般相談、同行支援、訪問支援の充実を、人的配置の課題を整理しながら検討します。

また、個別の相談内容に対する対応力の強化に向け、相談員のスキルアップに加え、地域全体の社会資源を広く充実させていきます。加えて、相談支援機関や市の関係部署との連携をより一層図り、情報の一元・共有化等を進めていきます。

#### 関連施策

- 
- 相談機関相互の連携の推進 【1-(1)-1】
  - 地域活動支援センターにおける相談支援体制の充実 【1-(1)-2】
-





注：協議会開催時点でのイメージ図  
 出典：西東京市地域自立支援協議会（平成28年度第3回）資料

